

弘前市協働によるまちづくり推進審議会運営規則

平成28年3月17日弘前市規則第4号
改正

平成31年3月29日弘前市規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市協働によるまちづくり基本条例（平成27年弘前市条例第4号。以下「条例」という。）第33条第4項の規定に基づき、弘前市協働によるまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 審議会の委員は、条例第33条第2項の表委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(委員)

第3条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(職務権限)

第4条 審議会は、条例第33条第2項の表担任する事務の欄に定める事務について審査、審議又は調査等を行う。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

附 則（平成31年3月29日弘前市規則第10号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

102 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。